

墓じまいの手順と費用チェックリスト

墓じまいの進め方を10の手順で確かめる | 登録不要・無料・2026年版

墓じまいの手順

順番は市区町村の案内(横浜市・八王子市など)にもとづく目安です。墓地や市区町村によって段取りが違うことがあるため、いまのお墓がある市区町村と墓地の管理者に確認しながら進めてください。終わったら✓、日付や連絡先はメモ欄へ。

✓	#	やること	メモ(日付・連絡先など)
☐	1	お墓の使用者(名義人)と、お墓を受け継ぐ人を確かめ、家族・親族と方針を話し合う 使用者以外が申請するときは、使用者の承諾書が要る(墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第2条)	
☐	2	いまのお墓の管理者(寺院・霊園の管理事務所など)に、墓じまいすることを先に伝え、決まり事確かめる	
☐	3	(お寺の墓地の場合)離壇やお布施について、菩提寺と話し合う 金額の決まりはありません。話し合った内容をメモに残します	
☐	4	新しい納骨先を決め、受入証明書(または使用許可証・契約書など)をもらう 受入証明書が要るか、原本が写しかは市区町村ごとに違う	
☐	5	いまのお墓がある市区町村の改葬許可申請書を手に入れ、記入する 遺骨1体ごとに1枚とする市区町村がある(様式は市区町村ごとに違う)	
☐	6	いまのお墓の管理者から、埋蔵(収蔵)の事実の証明(埋蔵証明)をもらう 申請書の証明欄に記入してもらう形が多い	
☐	7	いまのお墓がある市区町村に改葬許可を申請し、改葬許可証を受け取る 申請先は、改葬先ではなく、いまのお墓がある市区町村	
☐	8	改葬許可証を、いまのお墓の管理者に見せて遺骨を取り出す 許可証は渡さず、新しい納骨先に出す	
☐	9	墓石を撤去して区画を元の状態(更地)に戻し、墓地を返還する 取り出しと撤去の順番・返還の条件は墓地の決まりに従う	
☐	10	新しい納骨先の管理者に改葬許可証を出して、遺骨を納める	

いまのお墓と、新しい納骨先

墓じまいの手順と費用チェックリスト

改葬許可の書類と、家族・親族との話し合い

改葬許可の申請に要る書類

墓じまいで遺骨を別の場所へ移すには、市区町村の改葬許可が要ります（墓地、埋葬等に関する法律 第5条）。申請先はいまのお墓がある市区町村で、申請するのは原則として墓地の使用者（名義人）です。手数料や郵送の可否は市区町村ごとに違います。

✓	書類	メモ（もらう先・日付）
☐	改葬許可申請書 いまのお墓がある市区町村の様式。記入する項目は法令（施行規則 第2条）で決まっている	
☐	埋蔵（収蔵）証明 いまの墓地・納骨堂の管理者が出す。申請書の証明欄で代えるのが通常	
☐	墓地使用者の承諾書 申請する人が墓地の使用者（名義人）でないとき	
☐	受入証明書・使用許可証・契約書など 新しい納骨先のもの。要るかどうかは市区町村ごとに違う	
☐	そのほか市区町村が求める書類 市区町村の窓口・ホームページで確認	

申請先の市区町村・窓口・手数料

家族・親族との話し合いのメモ

誰に相談したか、どう決めたかを残しておく、あとで行き違いが起きにくくなります。

墓じまいの手順と費用チェックリスト

石材店の見積もり比較表と、見積もりの外にある費用

石材店の見積もり比較表

事前に見積もりを取り、分からない点を確認、納得してから依頼します。同じ条件（区画・墓石・埋蔵数）で見積もってもらうと比べやすくなります。

確かめる項目	石材店A	石材店B	石材店C
石材店の名前・連絡先			
見積もりの前提（区画の面積・墓石の大きさ・埋蔵数）費用が変わる条件として示されている項目			
墓石の撤去と区画を更地に戻す工事の費用			
遺骨（骨壺）の取り出しが含まれるか含まれない場合は誰が行うか			
見積もりに含まれない費用			
その墓地で工事できる石材店か（指定石材店の決まり）墓地の管理者にも確認			
工事の時期・返還までの段取り			
合計（税込）			

石材店の見積もりの外にある費用

費用	金額	メモ
お布施など（祭祀にかかる費用）撤去の費用とは別。菩提寺に相談		
離壇料（お寺の墓地の場合）金額の決まりはない		
改葬許可の手数料（市区町村）市区町村ごとに違う（無料のところも有料のところもある）		
埋蔵証明の発行手数料（いまの墓地の管理者）管理者に確認		
新しい納骨先の費用（使用料など）納骨先の種類で大きく違う		
書類の作成を頼む費用（頼む場合）書類の作成を頼むときは行政書士		

このチェックリストについて

一般的な情報提供です。費用の額は、墓地・墓石・地域・納骨先によって大きく違うため載せていません。墓じまいの費用を助成・還付する制度がある市区町村もあります。手続きと費用は、いまのお墓がある市区町村と墓地の管理者、依頼先に確認してください。